

## 廃棄物の適正処理の確保に関する課題への対応

### 1. 課題

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生

〈明らかになった課題〉

- (1)許可取消し後の廃棄物処理業者等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要
- (2)マニフェスト記載内容の信頼性担保や、電子マニフェストの活用による不適正事案の早期把握や原因究明が必要

食品不適正事案対応の経緯

- 平成28年1月 事案発覚、県が立入検査・報告徴収等
- " 2月29日 愛知県が改善命令
- " 4月18日 岐阜県及び三重県が許可取消し  
愛知県は取り消さず改善命令状態を維持
- " 6月27日 愛知県による許可取消し

### 2. 法改正事項

#### (1)許可を取り消された者等に対する措置の強化

許可を取り消された廃棄物処理業者、事業を廃止した廃棄物処理業者等に対して、

- 市町村長、都道府県知事等は、処理基準に従って保管すること等、**必要な措置を命じることができることとする。**(第19条の10)
- 排出事業者に対する通知を義務付けることとする。**  
(第14条の2第4項、第14条の3の2第3項、第14条の5第4項及び第14条の6)

#### (2)マニフェスト制度の強化

- マニフェストの記載内容についての信頼性の担保を図るため、**マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化する。**  
(第27条の2)

※現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金  
→改正後：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- 特定の産業廃棄物※1を多量に排出する事業者※2に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、電子マニフェストの使用を義務付けることとする。**

(第12条の5第1項)

※1：特別管理産業廃棄物（廃石綿、廃油、廃酸・廃アルカリ、感染性産業廃棄物等）を想定

※2：年間50トン以上特別管理産業廃棄物を排出する事業者を想定

### 【マニフェストの虚偽記載等の防止と電子マニフェストの機能強化】

#### ○マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化 (第27条の2)

(現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金→改正案：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

○電子マニフェストにおいて不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するようシステムを改修中 (H28~29年度)

### 【廃棄物処理業者に係る対策：透明性と信頼性の強化】

#### (監視体制の強化)

○都道府県等による食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルを策定 (H28.6.21通知済)

○食品リサイクル法に基づく国の立入検査と廃棄物処理法に基づく都道府県等の立入検査の連携強化 (対策済)

#### (処理状況の積極的な公開と優良な処理業者の育成)

○廃棄物関係団体に対し、排出事業者による現地確認の積極的受入れとチェックリストの整備を要請 (H28.10に全国産業廃棄物連合会が実地確認チェックリストを策定)

○優良な食品リサイクル業者育成・評価のため、全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会に自主基準の策定や評価制度の構築を要請済み (検討経費の一部を環境省が支援)。

#### (許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する対応の強化)

○許可を取り消された処理業者等に対して、都道府県等が必要な措置を命じることができるようにする。(第19条の10)

### 【排出事業者に係る対策：食品廃棄物の転売防止対策の強化】

○食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針(判断基準省令)の改正及び転売防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインの策定 (H29.1.26)

○排出事業者の責任の徹底、排出事業者向けのチェックリスト作成等について、都道府県等への通知(処理状況の確認等) (H28年度中)

○許可を取り消された処理業者等に対して、排出事業者への通知を義務付け。(第14条の2第4項等)